

「守口市自転車の安全利用の促進に関する条例」改正(案)

自転車損害賠償保険等の加入等について次の条文に変更します。

(自転車損害賠償保険等の加入等)

- (1) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- (2) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

※参考 現在の条例では、自転車利用者の責務として次のように規定しています。

(自転車利用者の責務)

自転車利用者は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

自転車損害賠償保険等(自転車の運行によって他人の生命又は身体を害したことにより生じた損害を填補する保険等をいう。)に加入すること。